

読谷村役場 インターネット公売広報誌

- 【 参加申込期間 】 令和7年 1月 9日（木）13時00分から
令和7年 1月 27日（月）23時00分まで
- 【 公売期間 】 令和7年 2月 3日（月）13時00分から
（せり売り） 令和7年 2月 5日（水）23時00分まで
- 【 公売場所 】 紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する官公庁オークションサイト上
- 【 担当部署 】 読谷村役場 税務課 納税係（098-982-9206）

目 次

I 公売日時及び場所等	・ ・ ・ ・ ・ P3
II 公売手続きの流れ	・ ・ ・ ・ ・ P4～5
III 公売参加の心得	・ ・ ・ ・ ・ P6
IV 公売のしおり	・ ・ ・ ・ ・ P7～8
V 落札後の手続き	・ ・ ・ ・ ・ P9～11
VI その他	・ ・ ・ ・ ・ P11
VII 公売財産一覧	・ ・ ・ ・ ・ 別紙

公売の日時及び場所等

公売の方法	期間せり売り
参加申込期間	令和7年 1月 9日（木）13時00分から 令和7年 1月 27日（月）23時00分まで
公売（入札）期間	令和7年 2月 3日（月）13時00分から 令和7年 2月 5日（水）23時00分まで
公売場所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する官公庁オークション サイト上
最高申込者の決定	令和7年 2月 6日（木）10時00分
売却決定の日時	最高価申込者の決定と同時に行う
買受代金の納付期限	令和7年 2月 13日（木）14時30分
公売財産下見会	下見会は実施しません

公売手続きの流れ①

【1. K S I 官公庁オークションのログインID（以下ログインID）の取得】

ログインIDを取得し、メールアドレスの認証を受けてください。

※入札に関する連絡は原則電子メールにて行います。



【2. 公売参加者情報の登録】

公売参加申込期間中に、読谷村インターネット公売の物件詳細画面にて公売参加者情報（氏名等）を入力してください。

※参加申込期間：令和7年 1月 9日（木）13時00分から令和7年 1月 27日（月）23時00分まで



【3. 公売方法】

期間せり売り形式・・・入札は、入札期間中であれば何回でも可能です。ただし、公売システム上での「現在価額」または、一度「入札価額」欄に入力した金額を下回る金額を「入札価額」欄に入力することはできません。

※入札期間：令和7年 2月 3日（月）13時00分から令和7年 2月 5日（水）23時00分まで

公売手続きの流れ②

【4. 最高価申込者（落札者）の決定】

最高価申込者の決定は、入札された価額が見積価額以上で、かつ、最高価額である者に対して行います。入札期間終了後、インターネット公売の画面に、落札者のログインIDと落札価額が表示されます。落札者に対し、以後の手続きについて電子メールにて連絡します。

※最高価申込者の決定日時：令和7年 2月 6日（木）10時00分



【5. 売却決定】

落札者に対し売却決定を行います。買受人（売却決定を受けたもの）は買受代金納付期限までに買受代金を納付してください。買受代金の納付は読谷村の指定する口座へ銀行振込、もしくは直接持参となります。買受代金の納付にかかる費用は、買受人の負担となります。

※売却決定日時：最高価申込者の決定と同時に行います。

※買受代金納付期限：令和7年 2月 13日（木）14時30分



【6. 公売財産の引渡し】

買受代金の納付を確認後、原則読谷村役場税務課窓口にて直接引き渡しとなります。

※買受代金納付時に引渡しを受けない場合には、「保管依頼書」の提出が必要です。

公売参加の心得 (各財産の共通留意事項)

公売財産は、現況有姿により行います。次の留意事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。また、公売の手続き等につきましては、本誌の「公売のしおり」をご覧ください。

1. 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、読谷村（執行機関）には担保責任は生じません。公売財産の詳細は、徴税吏員が目視等により確認できた事項のみであり、正確な内容を保証するものではなく、すべての状況を確認してはおりません。
2. 公売財産は、代金納付時の現況有姿により引き渡しです。なお、いかなる理由があっても、引き渡した財産の返品・交換はできません。
3. 買受代金を納付したときに、危険負担は買受人に移転します。危険負担が移転した後に発生した財産の破損、盗難および焼失などによる損害の負担は、その財産の現実の引渡の有無などにかかわらず、買受人が負うことになります。
4. その他事項については「読谷村インターネット公売ガイドライン」のとおりです。読谷村のホームページ等にてご確認ください。
5. 本誌に掲載されている公売財産は、公売が中止する場合がありますので、事前に中止の有無をお問い合わせください。

公売のしおり

公売参加資格・買受人の制限

公売は、差し押さえた財産を入札などによって売却する制度で、原則どなたでも参加することができます。ただし、次に該当する者は、公売財産を買い受けることができません。

- ① 買受人の制限（国税徴収法第92条）、公売参加者の制限（国税徴収法第108条第1項）等、法令の規定により買受人となることができない者。

※国税徴収法第92条関係として、例えば滞納者や税務職員等は、公売に参加することができません。

※同法第108条第1項関係として、公売への参加等を妨害した者、不正連合した者、偽りの名義で入札した者、買受代金を故意に納付しなかった者、故意に公売財産を損傷した者等は、公売参加を制限される場合があります。

- ② 読谷村暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、及びこれらの者と密接な関係を有する者。

- ③ 20歳未満の方。ただし、その親権者などが代理人として参加する場合を除きます。

- ④ その他「読谷村インターネット公売ガイドライン」をご覧ください。「読谷村インターネット公売ガイドライン」は、読谷村のホームページ等で確認できます。

公 売

公売は「期間せり売り」の方法によって行います。入札は、入札期間中であれば何回でも可能です。ただし、公売システム上での「現在価額」または、一度「入札価額」欄に入力した金額を下回る金額を「入札価額」欄に入力することはできません。

- ① 参加申込：参加希望者は参加申込期間中に、読谷村インターネット公売の物件詳細画面にて公売参加者情報（氏名等）を入力してください。法人が参加する場合は、法人名のログインIDを取得したうえで、法人代表者が手続きを行ってください。法人代表者以外の方に公売参加の手続きをさせる場合は、その方を代理人とする必要があります。
- ② 代 理：代理人が参加する場合は、代理人のログインIDにより、代理人が公売参加申込および入札などを行ってください。

代理人に公売参加の手続きをさせる場合、公売参加者は以下の書類を**入札開始2開庁日前**までに読谷村に提出することが必要です。委任状は読谷村ホームページより印刷することができます。

※法人で代表者以外（代理人）が参加する場合

①商業登記簿、②委任状

※個人が参加する場合

①委任者の住民票抄本、②委任状

原則として、**入札開始2開庁日前**までに読谷村が委任状などの提出を確認できない場合は、入札をすることができません。

- ③ 入札日時：**令和7年 2月 3日（月）13時00分から令和7年 2月 5日（水）23時00分まで**となっております。

※売却決定後、引き渡した財産はいかなる理由があっても、返品・交換はできませんので、あらかじめ公売財産をご確認の上、ご参加ください。

落札後の手続き

1. 最高価申込者（落札者）の決定

※最高価申込者の決定日時：令和7年 2月 6日（木）10時00分

- ① 最高価申込者の決定は、入札された価額が見積価額以上で、かつ、最高価額である者に対して行います。
- ② 入札期間終了後、インターネット公売の画面に、落札者のログインIDと落札価額が表示されます。落札者に対し、以後の手続きについて各物件の担当課より電子メールにて連絡します。
- ③ 代理人が落札後の手続きを行う場合は「7. 代理人が落札後の手続きを行う場合」をご覧ください。
- ④ 電子メールが届かない場合は、各物件の担当課まで連絡してください。

☎税務課098-982-9206

2. 売却決定・買受代金の納付

※売却決定日時：最高価申込者の決定と同時に行う

※買受代金納付期限：令和7年 2月 13日（木）14時30分

- ① 落札者に対し売却決定を行います。買受人（売却決定を受けたもの）は買受代金納付期限までに買受代金を納付してください。買受代金の納付は読谷村の指定する口座へ銀行振込、もしくは直接持参になります。買受代金の納付にかかる費用は、買受人の負担となります。振込口座は動産公売担当課から送信する電子メールにてお知らせします。

3. 買受代金納付の効果（権利移転・危険負担の移転の時期）

- ① 公売財産権利移転の時期及び権利移転に伴う危険負担の時期は、売却決定後、買受人が買受代金の全額を納付したときです。なお、買受代金納付後に生じた財産の毀損、盗難及び焼失等による損害の負担は、買受人が負うことになります。

4. 公売財産の引き渡し

- ① 公売財産の引き渡しは原則、読谷村役場税務課の窓口にて行います。
 - ② 買受代金納付時に引渡しを受けない場合には、「保管依頼書」の提出が必要です。
- ※提出書類は読谷村ホームページよりダウンロードできます。

5. 売却決定の取り消し

次に該当する場合は、売却決定を取り消します。

- ① 買受代金納付期限までに、滞納税の完納の事実が証明されたとき
- ② 買受人が、買受代金をその納付期限までに納付しないとき
- ③ 国税徴収法第108条第2項の規定が適用されたとき

6. 買受申込等の取消

- ① 買受代金の納付期限前に滞納処分 of 続行停止があった場合は、最高価申込者及び買受人は、その停止されている間、買受を取り消すことができます。

7. 代理人が落札後の手続きを行う場合

落札者ご本人が買受代金の納付や公売財産の引き渡しを受けることができない場合、代理人がそれらの手続きを行うことができます。代理人がそれらの手続きを行う場合、次の書類を提出してください。

- ① 委任状
- ② 落札者本人の印鑑証明書
- ③ 読谷村が落札者へ送信した電子メールを印刷したもの

※代理人が読谷村税務課窓口に来庁する場合は、代理人の免許証など本人確認を行える身分証明書を持参してください。

※落札者が法人の場合、その法人の従業員が買受代金の納付または引き渡しを受けるときは、その従業員が代理人となります。

8. その他

- ① 公売の手続きについてのご説明や、公売財産の現況（追加、取消）などの詳細は、読谷村ホームページ等でご確認ください。

※公売は事前に中止になる場合がございます。予めご了承ください。